

令和7年6月20日

延岡市長 読谷山 洋司 様
(審 査 庁)

延岡市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐々木 逸夫

答 申 書

令和7年6月5日付け延総務第51号により諮問のあった、令和6年12月4日付け延危第445号「行政文書部分開示決定通知書」による部分開示決定、同日付け延危第446号「行政文書開示決定通知書」による開示決定、同日付け延危第447号「行政文書不開示決定通知書」による不開示決定及び同日付け延危第448号「行政文書開示決定通知書」による開示決定（以下これらを「本件開示決定処分等」という。）により開示されていない文書全ての開示を求める審査請求（事件番号：延総務第577号。以下「本件審査請求」という。）について、延岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）として、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

令和6年12月4日付けで延岡市長（処分庁）（以下「処分庁」という。）が行った本件開示決定等は、いずれも妥当であると判断する。

審査庁の調査により開示漏れが判明した6件の行政文書については、処分庁は、速やかに審査請求人に開示するよう適切な対応を求める。

第2 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、延岡市長が行った令和6年12月4日付けの審査請求人に対する本件開示決定処分等について、過少な開示であるため、開示されていない文書を全て開示するよう求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求人は、会議録等や契約締結の経緯に係る文書も存在するはずだが開示されておらず、また、開示する文書の範囲を十分に精査することなく開示の決定を行っているため、本件開示決定処分等に係る文書の追加の開示を求めるというものである。

第3 弁明書の要旨

次の理由により、審査請求人が主張する延危第445号決定から延危第448号決定までの各決定に基づく開示範囲が不相当であるとの主張には理由がなく、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(1) 延危第446号決定及び延危第447号決定に関する弁明について

① 開示請求対象文書が不存在であることが行政運営上不合理であるとの主張について

処分庁は、公文書管理法の趣旨にのっとり、記録の作成が必要な事案については、適宜、文書を作成して適正に管理するよう努めているのであり、これにより延危第446号決定は、延危第353号の意思決定の経緯に係る文書を含めて全部開示しているものである。なお、延危第447号決定は、請求に係る文書をそもそも作成していないため、不開示決定をしているものである。

② 開示請求対象文書の取扱いに不適正なものが見受けられるとの主張について

延危第446号決定及び延危447号決定通知の開示請求に係る行政文書の名称又は内容は異なっており、それぞれ決定処分の内容が異なることは当然にあり得ることであることから、審査請求人が主張するような手続きの混乱という指摘は当たらない。

③ 開示する文書の範囲を十分精査していないとの主張について

延危第470号決定における延危第445号決定に関する追加の文書の開示は、開示決定後に再度精査した際に、追加の文書の存在が判明し、追加で開示決定の処分を行ったものであり、これにより開示文書の範囲の適正さがより高まったものである。

(2) 延危第445号決定及び延危第448号決定に関する弁明について

① 会議の記録が存在するはずであるとの主張について

令和6年7月22日、8月9日、8月26日及び9月6日の会議は、延

危第445号決定の開示文書として開示している「「デジタル・コックピット構築業務 委託仕様書」に関する質問書」の作成及び回答内容を検討するために実施したものであり、記録については、会議の成果である質問書で必要十分な内容が記載されているものであり、質問書の他に記録を作成していないため不存在である。

② 就任承諾書の提出を受けていないことはあり得ないとの主張について

延危第445号決定により開示した「令和6年7月30日付メールでのデジタル庁からの回答」にあるように、中核的経営人材について市として任命、委嘱又は委託契約をすることは必須ではないということ踏まえ、●●●●から中核的経営人材の就任承諾書の提出を受けていないため、当該文書は不存在である。

また、就任承諾書に関する起案用紙は、附番することなく起案しているが、決裁を受けた正式な文書として、令和6年8月8日にメールで送付しているものであり、処分庁が本件処分により開示したもの以外の起案用紙は存在しない。なお、●●●●は、処分庁の要請に応じて、学術研究の一環として、特段の委嘱状等の書類はなしに無報酬で本事業における中核的経営人材を引き受け、処分庁からの求めに応じて専門的観点から助言を行っていたものであり、本関連業務に関する契約等の文書は作成しておらず不存在である。

③ 開示請求対象文書の取扱いに不適正なものが見受けられるとの主張について

延危第445号決定及び延危448号決定通知の開示請求に係る行政文書の名称又は内容は異なっているのであり、それぞれ決定処分の内容が異なることは当然にあり得ることであることから、審査請求人が主張するような手続きの混乱という指摘は当たらない。

④ 開示する文書の範囲を十分精査していないとの主張について

延危第470号決定における延危第445号決定に関する追加の文書の開示は、開示決定後に再度精査した際に、追加の文書の存在が判明し、追加で開示決定の処分を行ったものであり、これにより開示文書の範囲の適正さがより高まったものである。

第4 反論書の要旨

反論書の内容は、以下のとおりである。

(1) 弁明書に対する見解について

審査請求に係る行政文書は、いずれも不存在との弁明であるが、当該文書は、行政運営の適正性を担保する観点では、いずれも作成し、記録化しておくべきものであり、弁明書の説明を含めて疑念がある。

(2) 延危第353号通知の作成経緯について

- ① 処分庁は、審査請求人を、令和6年7月19日をもって、プロポーザル審査委員会の審査に基づき受託候補者としているところ、同年10月9日付の延危第353号通知によって契約の大部分に影響する分割を審査請求人へ通知し、さらに同年11月27日付の延危第422号通知によって、契約締結を断念する旨の通知をするという、およそ一般的な地方公共団体の実務では起こり得ない決定を行っている。
- ② 審査請求人は行政文書開示請求において、これら通知の作成に至る経緯に関する一切の書類の開示を求めたが、処分庁は起案用紙と通知文案のみを開示し、それを以て必要な文書は作成していると回答する。
- ③ しかし、当該通知文書の決裁にあたり説明資料等がないことは地方公共団体の意思決定において十分であるとは到底考えられない。さらに、延危第353号通知にかかる開示文書（延危第446号に対応する文書）にあっては、決裁後でないと確定しえない通知日が通知文案に入っており、起案時の添付文書でないことは明らかである。

(3) 中核的経営人材の就任承諾書について

- ① ●●●●の中核的経営人材の就任承諾書の不存在について、処分庁は「令和6年7月30日付メールでのデジタル庁からの回答」（甲10）を根拠として就任承諾書の必要性がないと弁明するが、●●●●●に就任依頼をしたのは令和6年8月8日であり、前述のデジタル庁からの回答を得た日より後のことである。
- ② 就任承諾書が必要ないと判断したのであれば、そもそも依頼文を●●●●●に送付する理由はない。

- ③ 当該依頼文中には「中核的経営人材への就任と承諾書の返信をよろしくお願い申し上げます。」と明記されていることから、処分庁の弁明は事実と反するものである。

第5 審査庁による調査

令和7年6月5日に開催した延岡市情報公開・個人情報保護審査会において、開示していない文書の存在の有無について、審査庁が実施した調査結果の報告を受けた。報告内容は、次のとおりである。

調査日時 令和7年2月19日他

調査方法 ・処分庁職員（小泉副市長を含む。）へ文書の有無の聴取り調査
・開示した文書に関する聴取り調査
・インターネットメール、担当職員の個人メールの調査
・担当職員のパソコン上のフォルダ、ファイリングフォルダの調査

調査結果 800件超の文書・電子データ（審査請求人が利害関係を有する事務事業に係る行政文書（延岡市情報公開条例第3条）以外の文書を含む。）を精査した結果、開示漏れと認めるものを6件確認した。

※ 開示漏れと認めるものは、本件開示決定処分等で開示した文書（メール本文）に添付されていた「仕様書との確認02」とのタイトルのWord形式のファイルのほか、プロポーザルを実施するに当たっての仕様書に関する職員間での確認メールのやり取りなど、市役所職員間のメールに関する文書である。

※ 審査請求人が存在を主張している協議の記録や、中核的経営人材の就任承諾書（回答）等の行政文書は確認できなかった。協議の記録は、音声の録音や、ウェブ会議の録画についてもデータを確認できなかった（初めから保有していないことを処分庁職員から聴取）。

第6 審査会の判断

審査会は、審査請求書及び反論書並びに弁明書のそれぞれの主張並びに

審査庁の調査の結果を踏まえ、次のとおり判断する。

1 本件開示決定処分等の違法性又は不当性の有無について

(1) 開示対象文書の存在・不存在について

審査請求人が審査請求書及び反論書において、特に開示を求めている以下の点について審査庁の調査を基に検討する。

【検討の前提】

審査請求書「第1 審査請求の趣旨」(一部抜粋、附番加工)

- ① 延危第353号に関する文書一切(延危第446号決定及び延危第447号決定に係る対象文書)
- ② 7月22日における危機管理課と●●●●(以下「●●●●」という。)を含む打ち合わせに関する文書一切(延危第445号決定及び延危第448号決定に係る文書)
- ③ 8月9日における危機管理課と●●●●を含む打ち合わせに関する文書一切(延危第445号決定及び延危第448号決定に係る文書)
- ④ 8月26日における危機管理課と●●●●を含む打ち合わせに関する文書一切(延危第445号決定及び延危第448号決定に係る文書)
- ⑤ 9月6日における危機管理課と●●●●を含む打ち合わせに関する文書一切(延危第445号決定及び延危第448号決定に係る文書)
- ⑥ 10月1日における危機管理課と審査請求人を含む打ち合わせに関する文書一切(延危第445号決定及び延危第448号決定に係る文書)
- ⑦ ●●●●に係る契約、委嘱、決裁等に関する一切の書類(延危第448号決定に係る文書)

上記①～⑦に関する処分庁への聴取り調査等の当てはめ

● 延危第445号決定の内容について(上記②～⑥)

審査請求書によると審査請求人は、延危第445号決定については、特に上記②～⑥の文書の開示を求めているが、審査庁の調査によると、会議・打ち合わせの内容を記録化した文書は作成しておらず、会話もそもそも録音していないため保有していないとのことである。

● 延危第446号決定の内容について(上記①)

審査請求書によると審査請求人は、延危第446号決定については、特に上記①の文書の開示を求めているが、審査庁の調査によると、10月1日の面談を含めて、その他の協議、会議等は、そもそも録音や録

画など一切していない上、記録化もしておらず、保有していないとのことである。

● 延危第447号決定の内容について（上記①）

審査請求書によると審査請求人は、延危第447号決定については、特に上記①の文書の開示を求めているが、審査庁の調査によると、当該決定に係る開示請求の内容に関する行政文書はそもそも作成しておらず、保有していないとのことである。

● 延危第448号決定の内容について

・ 1点目の請求内容について（上記②～⑥）

審査請求書によると審査請求人は、この点については、特に上記②～⑥の文書の開示を求めているが、審査庁の調査によると、処分庁は●●●●とチャットはそもそも行っていないし、電話や会話は録音しておらず、また記録化もしていないので、保有していないとのことである。

※ 処分庁が特定した「民間物流連携型災害DXデジタル・コックピット構築業務委託についての●●●●とのメールのやり取りに関する記録」は延危第445号で開示している。

・ 2点目の請求内容について（上記⑦）

審査請求書によると審査請求人は、この点については、特に上記⑦の文書の開示を求めているが、処分庁は、就任承諾書の依頼文書等、4枚の行政文書を特定して開示している。この点、反論書に「国に中核的経営人材の就任承諾書は不要と確認ができた後に、メールで●●●●に就任承諾書の依頼文を送付する理由はない」と記載されているが、審査庁の調査によると「今後連携していく予定であった事業者などの第三者に、企業秘密に係る情報等を提供してもらうに当たって、●●●●が事業のアドバイザーとして市の事業に関係がある方であることを証明するものとして、承諾書があった方が良いという判断で送付をしたが、結局、●●●●からの回答はなく、そのうちに事業を断念する事態になっていったので、催促をすることもなかった」とのことであり、開示した文書以外は、そもそも保有していないとのことである。

【小括】

以上、審査庁による処分庁への聴取り調査等の結果も踏まえ検討す

ると、開示漏れと思われる文書は存在したものの、審査請求人が強く存在を主張する上記文書は、その存在を認めることはできず、また、保有していない理由も特段不自然・不合理な点は認められない。

また、審査庁の調査において判明した開示漏れと思われる行政文書は、延危第447号決定（文書不存在による不開示決定処分）の内容に関する行政文書ではないと思料するところ、処分庁において当該行政文書を追加で開示するとしてもこの処分に影響を与えるものではない。後掲するように、行政として開示漏れはあってはならないことではあるが、本件開示決定処分等を取り消した上で、再度開示されていない文書の開示決定を行うことは合理的であるとはいえず、速やかに審査請求人に追加で開示すれば足りるものと思料する。

さらに、審査庁の調査で判明した開示漏れと思われる行政文書は、300枚を超える行政文書を審査請求人に既に開示した上で判明したものであり、このような経緯から処分庁が意図的に開示をしなかったというものではないと思料するところ、本件開示決定処分等に裁量の不合理な行使を伴う不当性を認めることはできない。

なお、審査請求人が審査請求書において主張している公文書管理法について、同法に基づいて文書を作成する義務を負っているのは、国や独立行政法人等であり（公文書管理法第2条及び第4条）、地方公共団体は、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、これを実施するという努力義務を負っている（同法第34条）のであって、同法の直接の適用を受けるものではないと思料する。

もっとも、処分庁が弁明書において弁明するように、同法の趣旨や目的を踏まえて、必要な文書の作成や保存を行うことは当然のことであることは申し添える。

(2) (1)以外の本件開示決定処分等の違法性又は不当性の有無について

審査会では、(1)以外に、行政文書の特定に関すること及び処分庁が行った本件開示決定処分等の理由の提示を中心に、本件開示決定処分等の違法性又は不当性の検討を行った。

その結果、違法性及び不当性は認められないものの、処分庁には後掲の付言のとおりに対応を求めることで一致した。

なお、開示請求に係る開示決定期限等、延岡市情報公開条例及びその施行規則に基づく適正なものであり、その余に本件開示決定処分等の違法性又は不当性を認めることはできない。

2 結論

以上のとおり、本件開示決定処分等には違法性及び不当性はないと判断し、上記第1の審査会の結論のとおり答申する。

第7 経過

令和6年10月22日 及び同月23日	審査請求人は、処分庁に対し、4件の開示請求をした。
令和6年10月28日	処分庁は、延岡市情報公開条例第10条第2項の規定により、令和6年12月5日までとする開示決定期限の延長を行った。
令和6年12月4日	処分庁は、審査請求人に対し、本件開示決定処分等を行った。
令和7年2月1日	審査請求人は、延岡市長（審査庁）（以下「審査庁」という。）に対し、本件審査請求を行った。
令和7年3月4日	処分庁は、弁明書を作成した。
令和7年3月27日	審査請求人は、審査庁に対し、反論書を提出した。
令和7年6月5日	審査会は、審査庁からの本件審査請求に係る諮問を受けて審議した。
令和7年6月20日	審査会は、本件審査請求を審議し、審査庁に対し、本件審査請求について答申した。

第8 付言

(1) 行政文書の追加開示について

頭書の審査会の結論のとおりに対応を求めるが、審査請求人が主張するように開示する文書の範囲も精査することなく追加で開示したり、開示すべき文書の開示が漏れたりすることは、開示決定の判断の適正さに疑念を抱かせる結果となるので、今後処分庁においては特に注意をしていただきたい。

(2) 行政文書の特定について

本件開示決定処分等では、審査請求人と処分庁とで、開示請求に係る

文書の特定に関して、主張の不一致が生じているが、処分庁において特段補正は求めている。延岡市情報公開条例第4条第1項第2号は、開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載することを求めており、同条第2項は、形式上の不備があるときは、開示請求者に補正を求めることができると規定している。

この規定のとおり、文書の特定ができない場合は、補正を求めて、特定をした上で開示をするというのが当該条例の趣旨であり、処分庁においては文書の特定に関してそもそも争いが生じないように、開示請求者に補正の参考となる情報を提供した上で補正を求めるなど、審査請求人に配慮した対応をすべきであったと思料する。

(3) 処分庁が行った本件開示決定処分等の理由の提示について

本件開示決定処分等の処分通知の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、審査請求人が提出した開示請求書の請求内容がそのまま転記されており、審査請求人からの開示請求に対して、処分庁が特定した文書が不明瞭である。当該処分通知は、処分庁が特定して開示等をした範囲に限っていえば、この記載方法は適切なものであると思料するが、開示請求書の記載内容の受け取り方によっては、不存在の理由の提示なく、事実上の不開示決定処分を行っているような疑義を生じ得る。

そのため、開示決定通知書や、不開示決定通知書などの処分通知の記載方法については特に注意を要する点であり、処分庁が「どの請求内容」に対して、「どの文書」を特定して開示したのかが判別できる記載方法とすべきであると思料する。

この点に関して処分庁は、審査請求人に対して本件開示決定処分等に係る内容を補充する通知をするなど、適切な対応を求めるよう付言する。

以上

延岡市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐々木 逸夫

委 員 前田 和彦

委 員 山口 和代

委 員 堀野 信子

委 員 松本 明三